

集会、集団行進、集団示威運動

並びに道路使用

# 許可申請書

神奈川県公安委員会

平成28年6月1日

中原警察署長 殿

住所  
申請者 瑞穂尚氏会代表  
所属団体及び役職 津崎尚道  
氏名

主催者の住所、氏名

申請者と同じ

主催者が市外の場合は連絡責任者の住所、氏名

現場責任者の住所及び氏名

申請者と同じ

開催の日時

平成28年6月5日

~~集会自 時 分至 時 分~~  
行進自 11時30分至 12時30分

場所又は区間  
(行進の場合は図面添付)

東住吉小学校前～中原消防署前～武蔵小杉駅東口ロー前  
～流し開

解散

方法又は形態

歩行行進 車2台 拡声器 のぼり旗 アカド

参加団体及び代表者の住所、氏名

申請者と同じ

参加人員

車2台

50人

道路使用の目的及び  
集会等の目的名称

目的:日本浄化

名称:川崎発 日本浄化デモ 第三弾

神公申集第 × 号 平成28年6月1日

上記申請の件別紙条件を付して許可する

神奈川県公安委員会

道庁交通法第77条第5項の規定により別紙条件を付して許可する

神奈川県中原警察署長

受付月日時

平成 28年 6月 1日 17時 30分

印

会場使用許可の有無

有 無

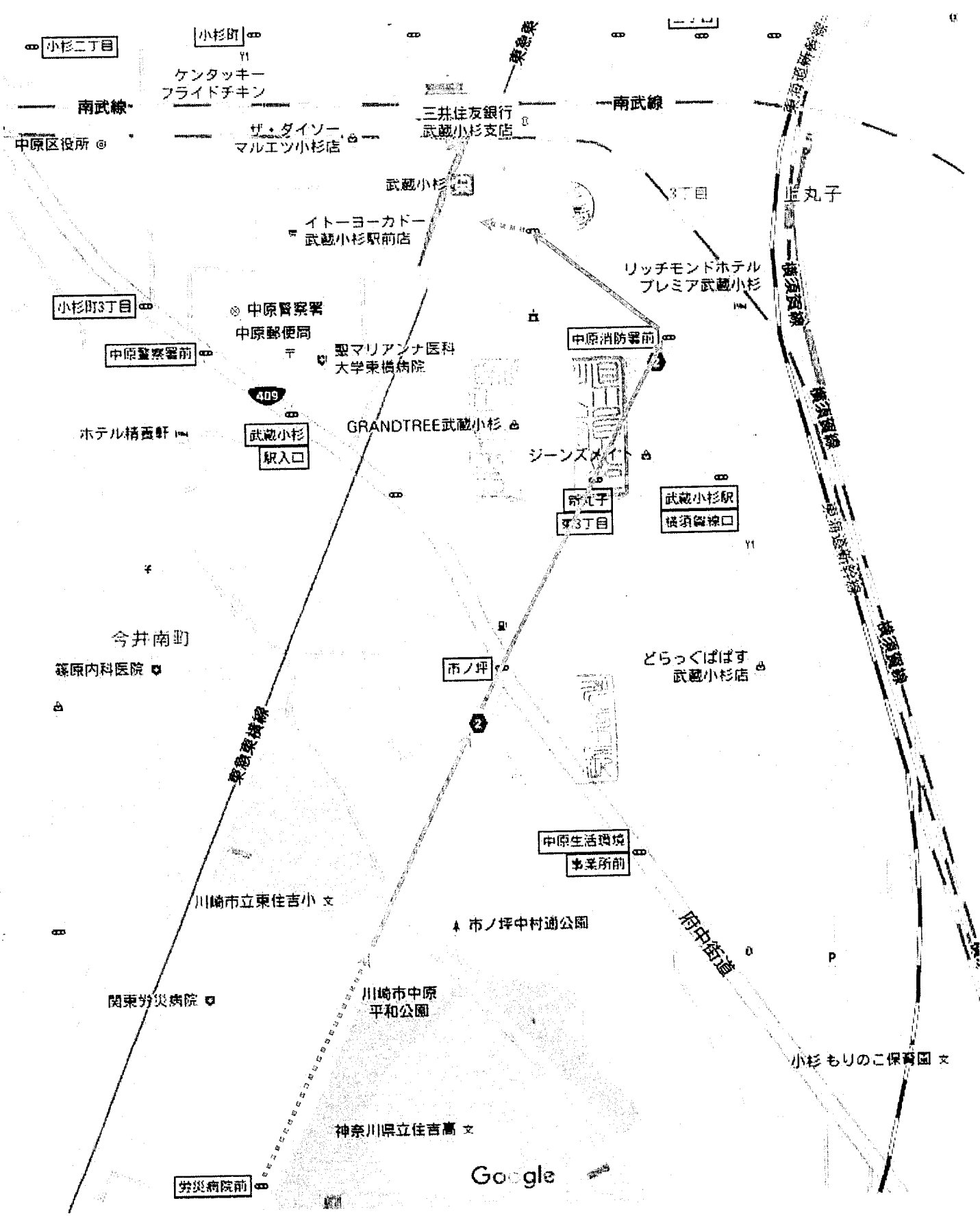
## 平成28年 6月5日 川崎発 日本浄化デモ 第三弾

- 1) デモ名称：日本浄化デモ第三弾
- 2) 実施日：平成28年6月5日
- 3) 集合時間：11時00分
- ~~4) 集会時間：11時～12時~~
- 5) 出発時間：11時30分頃
- 6) 終了時間：12時30分頃
- ~~7) 集合集会場所：中原区平和公園~~
- 7) 待機場所：中原区平和公園
- 8) 解散場所：東横線・JR線武蔵小杉駅 口にて流れ解散  
東口ロータリー前
- 9) デモコース：別紙経路地図の通り
- 10) 参加人員：10～50名程度
- 11) 参加車両：街宣車両 ~~4台~~ 2台
- 12) デモ責任者：津崎尚道
- 12) その他：

# 平成28年6月5日 川崎発 日本浄化デモ第三弾 デモコース

デモ行進

移動、解散方向



別 紙

6月5日

川崎発 日本浄化デモ 第三弾

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例第3条の規定に基づき次の条件を付して許可するので、条件内容を参加者全員に周知徹底してください。

許 可 条 件

1 危害防止に関する事項

- (1) 鉄棒、こん棒、角材、石、その他の危険な物件を携帯しないこと。
- (2) 先端をとがらせ、又は釘を突出させるなど危険な加工を施したプラカード、旗竿等を携行しないこと。

2 交通秩序維持に関する事項

- (1) 行進隊形は3列縦隊1てい団とすること
- (2) ジグザク行進、うず巻行進、いわゆるフランスデモ又はことさらなかけ足行進・おそ足行進・停滞、その他これらに類する交通秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 解散地では到着順に速やかに流れ解散すること。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

別 紙

6月5日

川崎発 日本浄化デモ 第三弾

道路交通法第77条第3項の規定に基づき次の条件を付して許可するので、条件内容を参加者全員に周知徹底してください。

許 可 条 件

- 1 行進隊形は3列縦隊1てい団とすること
- 2 歩車道の区別のない道路においては道路の左側端、歩車道の区別のある道路においては車道の左側端を通行すること。
- 3 ジグザク行進、うず巻行進、いわゆるフランスデモ又はことさらなかけ足行進・おそ足行進・停滞など一般交通の安全と円滑を阻害するような行為をしないこと。
- 4 参加車両は隊列と併進させないこと。
- 5 参加車両は隊列の正常な行進に必要な速度を保つこと。
- 6 旗、プラカード等を振るなど交通上危険な行為をしないこと。
- 7 解散地では到着順に速やかに流れ解散すること。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会(事務取扱は、神奈川県警察本部交通部交通規制課)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。